

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十一日

広島県収用委員会

- 一 起業者
広島県
- 二 事業の種類
県道東広島本郷忠海線改築工事
- 三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		公簿（ m^2 ）	実測（ m^2 ）	裁決手続を 開始する土地 の面積（ m^2 ）	
		公簿	現況				
三原市小泉 町字平家山						九八四・三四	
							四五・五三

- 四 土地所有者の氏名及び住所
不明又は関屋部落共有山
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 土地収用裁決の手続開始を決定した日
平成二十年十一月二十五日